

幕別町消費者被害防止

ネットワークニュース

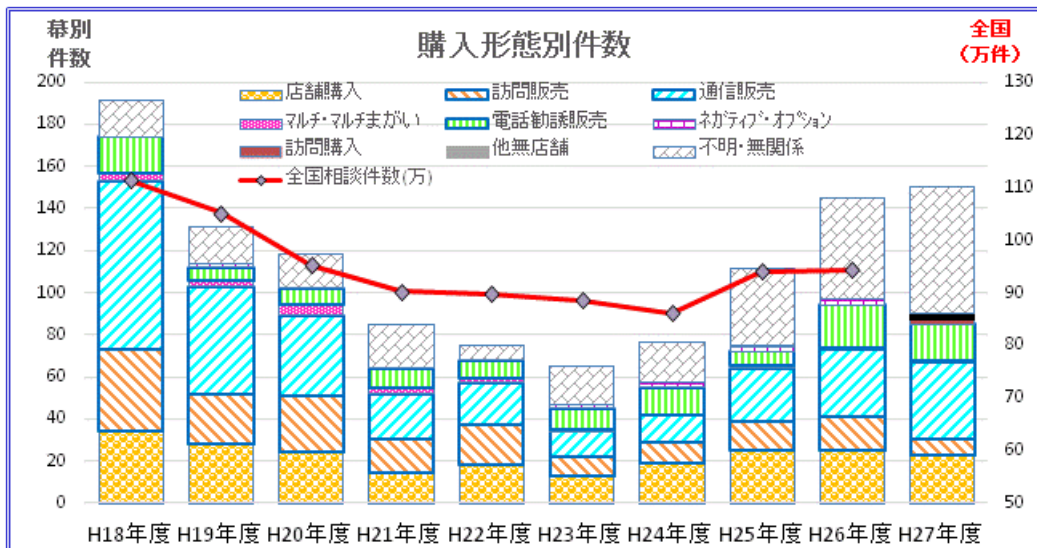
第2号 平成28年5月1日

発行：幕別町消費者被害防止
ネットワーク事務局
(幕別町消費生活センター)
連絡先：0155-55-5800
設立：平成27年12月18日

平成27年度 幕別町消費生活相談報告

平成27年度の消費生活相談室の利用件数は150件でした。これは一昨年と比べて急増した昨年とほぼ同数ですが、過去5年間では最も多い件数です。購入形態別では①通信販売、②店舗購入、③電話勧誘の順の相談でした。昨年度は新たに、マイナンバー制度、電力小売自由化が始まり、それに伴う相談や光回線・スマートフォンなど通信系契約のトラブル、依然として多い携帯電話やパソコンへの架空請求メール、解決の難しいアダルトサイト・出会い系の解約返金相談がありました。

また、認知症などの判断力不足の方に関する相談や、警察から消費生活相談の転送依頼が増えています。包括支援センター等の福祉系部署との連携を図る必要性から相談1件当たりの対応回数も増加しました。



平成27年12月に発足した消費者被害防止ネットワークを利用したスムーズな連携もできるようになり、有効に情報交換等を通じ多様化する消費生活トラブルに対応してまいります。

特殊詐欺

—高齢者被害相次ぐ—

高齢者を狙った「特殊詐欺」の被害が深刻です。特殊詐欺とは、不特定多数の人に、電話その他の通信手段を使って、対面することなく金品をだまし取る「振り込め詐欺」や「架空請求詐欺」の総称です。帯広警察署管内で、今年2月末時点で4件の被害が発生し、被害額は約780万円。うち3件は、医療費の還付金があるという手口で、指示に従い、ATM（現金自動預払機）を操作し、気がつかないまま、現金を送金してしまいます。被害者は、50代、60代の方で、テレビや新聞で詐欺の手口を知っていても、最後まで詐欺と気付かない人が多いそうです。

当事者だけが警戒しても、被害を防ぎきれません。

- ◆家族同士、日頃から密に連絡をとろう
- ◆周囲が危機意識を持つことも必要
- ◆「自分だけはだまされない」という思い込みは禁物

少しでも不審に思ったら、相談機関や警察、周囲の人に相談するよう心掛けましょう。

最近の話題

国民生活センター「見守り新鮮情報」より

見守り新鮮情報

第217号



自宅に市の福祉事務所を名乗って電話があり、「医療費を還付する案内のはがきを送っているが、届いていないか」と言われた。「届いていない」と答えると、「こちらで受け付けている。近くのコンビニに行って、ATMの前から指定の電話番号へ連絡するように」と指示された。コンビニから連絡し、指示されるままにATMを操作したが、出てきた明細を見ると、約100万円を振り込んだことになっていた。

(60歳代 男性)

医療費などの還付金詐欺に注意!

最近の相談事例

幕別町消費生活センターから

Question (質問)

スマホから有料サイト利用料を請求するメールが届き、業者に連絡した。業者から「今日中に未納の20万円を払わないと告訴する」「すぐにコンビニでプリペイドカードを買って、番号を連絡するように」といわれた。支払うべきか？



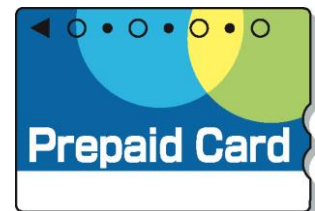
Answer (回答)

最近、インターネット上で使えるプリペイドカード（以下「プリカ」）の番号をだまし取る詐欺が多発しています。



詐欺の手口として、(1)「動画サイトやアダルトサイト、ゲームサイトなどの利用料金が未納」と請求する『架空請求メール』、(2) アダルトサイトで「18歳以上です」をクリックするだけで入会金を請求する『ワンクリック詐欺』、(3) SNSのアカウントを乗っ取り、友人になりすましてプリカを購入するように依頼する『なりすまし詐欺』、(4) 出会い系サイトで知り合った人（実はサクラ）とメール交換を続けさせるために必要なポイントをプリカで払わせようとする『サクラサイト』などの支払いでプリカが使われています。

なぜプリカが詐欺に使われるかというと、コンビニなどでいつでも匿名で購入でき、ネット上に番号を入力するだけで決済ができるので、その簡単・便利な仕組みが悪用されているからです。また、一度相手方に番号が渡ってしまうと、自分の手元にカードがあっても購入した価値を相手方に渡したことになり、取り返すことは非常に困難です。



プリカ詐欺にあわないためには、身に覚えのない請求メールに連絡や返信をしないようにすることです。「裁判で訴える」などと脅されても毅然と対応して、すぐにお金を支払わないようにしてください。また、SNSで友人に「プリカを買ってきて」と頼まれても購入したり番号を教えたりしないようにしてください。もし番号を教えてしまった場合は、すぐにプリカ発行会社に連絡してください。

詐欺や
悪質商法から
身を守ろう！

- ・不審な電話は相手にしない。すぐに切ろう！
- ・来訪者にはインターホンで対応。
- ・自分だけですぐに判断しない。
- ・あいまいな言葉「結構です」などは使わない。
- ・ATM操作ではお金は戻りません。
- ・警察相談室(☎ #9110)や消費生活センターへ相談。

幕別町消費生活センター

電話番号：0155-55-5800

相談時間：午前9時～午後4時

(札内は第①③⑤水曜午後7時迄)

幕別相談室

火・木曜日
役場1階相談室
(正面玄関右手)

札内相談室

月～金曜日
札内福祉センター
(電話相談も担当)

忠類相談室

第②④水曜日
忠類コミュニティセンター

お知らせ

4月から「相談室」から「センター」に名称が変更になりました。
相談時間も前後1時間拡大と、札内は隔週水曜に午後7時まで延長。
お気軽にご利用ください。予約不要、相談無料です。

